

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成 2 8 年 4 月 2 2 日

美 里 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				根木、関、阿那志、小茂田、下児玉、北十条、南十条、沼上、広木、駒衣、木部、古郡及び甘粕の一部	無	平成 28 年度～平成 32 年度	美里町環境保全広域協定